

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成28年9月9日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第86号「ラーク所沢の指定管理者の指定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

参考資料の会議録によると、シンコースポーツ・サンワックス共同事業体は、自分たちでトレーニング機器などを新しいものに入れ替えたり、トイレの洋式化をしたりするようだが、これらは市に対しての寄附なのか、それとも指定管理が終わったら撤去してしまうのか。

青木産業振興
課長

シンコースポーツ・サンワックス共同事業体は平成24年から指定管理を行っていますが、トレーニングマシンについては、利用者に使いやすい機器をリース等にて入れ替えております。それから、トイレについては、管理委託料の中で改修し、利用者の利便性を図るというご提案をいただいております。

荒川委員

そうすると、所有権は市にあるのか。

青木産業振興 課長	トイレについては、設置する前に協議していきたいと考えております。 トレーニングマシンについても同様に、指定管理が終わった時点で別の事業者が入った場合等の取扱いについて、協議してまいります。
荒川委員	会議録を見ると、黒字の半分は市に貢献したいということを言っていて、結構な評価をされているが、それは今年度含めての5年間でどのような実績があるのか。
青木産業振興 課長	平成24年度からの収益の金額ですが、平成24年度が約21万円、平成25年度が約27万円、平成26年度が約19万円、平成27年度が約103万円で、全体で172万円ほどの収益があったという会計報告が出力されております。
荒川委員	その半額が市に提供されたということで、どんな形で貢献されたのか。
青木産業振興 課長	トレーニングマシンの増設等を行っており、施設の運営の中で独自に新しい取組みも行っていただいております。
松崎委員	リースについて、仮に5年後に指定管理者が変わる場合、リース期間が残っていたら引き揚げる可能性があるとのことだが、リース期間は物によ

って違うと思う。期間が残っているものについては所有権がリース会社にあるが、終わったものは市に所有権があるのか。

青木産業振興
課長 リース期間が切れたものの所有権は、通常の物品契約によると、シンコースポーツ・サンワックス共同事業体のほうにあるとみなされると考えております。

松崎委員 そのような議論はシンコースポーツ・サンワックス共同事業体とはしていなかったのか。

青木産業振興
課長 リース後のトレーニングマシンをどこまで残すかというところまでは、一つひとつの機器についてまだ協議をしておりません。

粕谷委員 トレーニングマシン導入やトイレ改修など、シンコースポーツ・サンワックス共同事業体のほうで行われるとのことだが、かかる費用は利益から補てんするのか、それとも法人からか。

青木産業振興
課長 トレーニングマシンのリース料は、収支見積書に入っております。

粕谷委員 トイレの修繕費についても、収支見積書に入っているのか。

青木産業振興
課長 トイレの改修は、管理委託料の中で実施するとして、収支見積書に記載されています。修繕については、軽微なものはシンコースポーツ・サンワックス共同事業体が委託料の修繕費の中で対応していただき、外壁工事や防水工事など大規模な修繕については市で対応するという事で分けて考えています。

粕谷委員 軽微な修繕費は、もともと委託料に入っているのか。

青木産業振興
課長 そのとおりです。

桑島委員 ラーク所沢の集客範囲はどのぐらいか。近隣の方々が中心になっているのかという印象があるが、どのような利用実態になっているか。

青木産業振興
課長 シンコースポーツ・サンワックス共同事業体が行ったアンケートでは、市内が83パーセント、市外が17パーセントという結果でございます。

桑島委員 市内における地域ごとの利用実態は把握しているか。

青木産業振興
課長

その点は不明でございます。

桑島委員

そもそも、この施設は、なぜ産業経済部が所管しているのか。

青木産業振興
課長

ラーク所沢は、昭和61年、62年の2カ年の継続事業で、雇用促進事業団と市とで共同設置をした施設でございます。持分としては事業団が63パーセント、市が37パーセントであり、勤労者福祉施設として作られたものでございます。

桑島委員

今は勤労者福祉施設としては外れているか。

青木産業振興
課長

ラーク所沢条例第1条では、勤労者等の文化、教養及び福祉の増進を図る、とありますが、誰でも使える施設となっております。

桑島委員

誰でも使える施設なのに、なぜ産業経済部が担当しているのかよく分からない。昨日の議案質疑でも調理室の稼働率が低いとあったが、いわゆる男の料理教室は大体退職者のための料理教室である。所管換えをされた方がよいのではないか。本来的に勤労者以外は使わせない、ということがないと、矛盾があると思うが、いかがか。

青木産業振興課長 ラーク所沢は勤労者の福祉施設として設置され、また、企業の採用説明会やセミナーのために使われており、条例にも勤労者施設とありますので、これからも産業経済部が所管していくものと考えております。

桑島委員 勤労者が一義的に使えて、続いて一般の人も、という構えなのかどうか。そうすると稼働率が低くなるだろう。現在、予約受付が2段階になっているか。最初から、勤労者と一般を関係なく受け付けていると思うが、いかがか。

青木産業振興課長 昭和63年に建設されたときは、利用料金については雇用保険の被保険者は低く、一般の市民は高く設定されておりました。平成15年に市が事業団から全て買い取り、条例を制定したときに金額を統一したものです。予約受付については区分けをしておりません。

桑島委員 公の施設なので利用排除はできないと思うが、生涯学習施設なのだから産業経済部で所管する意味がよく分からない。企業説明会もミュージアムで行われている。企業が使うにはミュージアムのほうが駐車場も多いし駅から近い。そういう意味でも所管換えをした方がよいと思うが、どのように考えるか。

青木産業振興課長 確かにミュージズで企業説明会等が行われているのは存じております。ただ、公民館などでは一般の企業が借りるということにはできないと思います。

桑島委員 目的外利用でできる。

青木産業振興課長 ラーク所沢では、企業の研修等にも利用できるということで、当初からそういった目的で作っておりますので、産業経済部としてはもっともっと企業に使っていただけるようにPRをしていきたいと考えております。

島田委員 先ほどの設備改修について違和感があるのは、市の設備を指定管理者が修繕されることである。それは委託料の中でということかもしれないが、トイレの改修はそれなりの改修になると感じるが、規定などはあるのか。

青木産業振興課長 規定はございません。日常的利用によって壊れたりするものもございしますので、その都度こちらに報告していただいて、軽微なものは指定管理者のほうで修繕していただきます。高額となる修繕は、市でも検討して予算の範囲で行っていくということになります。

島田委員 トイレの改修は、何基で費用はいくらぐらいか。

青木産業振興
課長

1階と2階に、あわせて13基でございます。

島田委員

それを全部替えるのか、それとも和式だけか。それから金額はどのぐらいか。

青木産業振興
課長

提案としては、1階の男女トイレともに温水便座化をしていき、2階の和式を洋式へ、それから男性便器を自動洗浄タイプにしていくという計画が出されております。費用はおよそ250万円の予算となっております。

島田委員

250万円の改修が高額なのか、大規模なのかの判断はつかないが、今回やっていただけるのはありがたい話ではあると思う。しかし、それが今後の指定管理の評価の公平性を鑑みたときに影響がでてくるのではないかとということが一つ。それから、昨日の部長の答弁では、給湯設備も寄附されたということだったが、そのことについても詳しく説明していただきたい。

青木産業振興
課長

設備の改修については、指定管理者選定委員会でも議論がありました。企業の自主的な努力の中で利用者の利便を図るため、思いきったサービスの提供を事前に示していただいたということで、大変ありがたいと考えて

おります。それから、部長の答弁にございました調理室の機器ですが、武州ガス株式会社から寄附を受けたものでございます。内訳は、センサーコンロ7台、オーブン7台、湯沸かし器が2台でございます。

島田委員

今後、ラーク所沢も建設から時間が経っているので、傷んでいる箇所があるだろうと思う。サービス合戦になって、本来市で修繕する部分もあるはずなので、そこをぜひはっきりさせておいていただきたいが、そのことについてはいかがか。

青木産業振興
課長

設備の改修については、今回は指定管理者からの提案がありましたが、実際の改修にあたっては、営繕課、経営企画課などとも十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

荒川委員

島田委員の質疑と関連で、その辺をはっきりさせておかないと。事業者はこれから黒字の半分を市に還元すると言っている。基準も何もないわけで、しっかりと仕様書や協議のなかで決めておかなければならない。ちょうど今定例会に提出された東所沢保育園の指定管理者の指定についての会議録では、10万円未満の修繕に関しては、管理者が負担するとのことであるが、どのような経緯でそのように決められたのか、という問いに対して保育幼稚園課は、所沢市の契約規則から見積もりを徴する必要がない範囲の修繕金額が10万円未満となっていることから、この契約規則の規

定を根拠として、仕様書を作成する際の指定管理者側との話し合いにより決めた、となっている。こういうものがあって然るべきで、何の規則も話もない中で自由にさせるというのはいかがなものか、今後の改善が必要だと思うが、いかがか。

村松産業経済
部長

50パーセント還元の件につきましては、指定管理者側の提案ということもございますので、これをどのように還元していくのかということについては、今後の協定などで明確にしていければと考えております。修繕の関係では、修繕費も委託料の中に入れております。実際に修繕を行う場合は、市と協議をしながら行うということになっておりますので、その点についてはこちらの管理下で行っていくものと考えております。

粕谷委員

指定管理者制度なので、いかに企業側の努力でいかに経営合理化しながら、サービスの向上に努めながら、市にも還元していく、これはある意味理にかなっていると思う。修繕も軽微なものは企業が行っていく、それは私としてはよいと考えるが、気になるのがリースでトレーニングマシンを入れ替えたということで、設備は耐用年数が当然あり、指定管理者の契約期間も当然にある。特に、トレーニングマシンなどは条例、規則でサービスの内容を定めている。リースで入れ替えるときに、もしも指定管理期間が切れるときに市に帰属する、などの取り決めはしているのか。もしも持っていかれた場合に、市でそれを補てんしなくてはならなくなると思う。

その辺のトラブルを未然に防ぐことも必要と考えるが、いかがか。

青木産業振興
課長

委託料の中にリース料の予算を計上してあり、その中でリース契約をしたものは市に帰属すると考えます。それ以外に、指定管理者が独自にリース契約をしたものについては、事業者が引き揚げる可能性がございます。残していくものがどれかについてはまだ確認しておりませんが、協議してまいります。

粕谷委員

設備などにおいて、建物に帰属するものはよいかと思う。委託料の中でリース料が含まれているとすれば、それも市のものとなる。任意でリースを行ったものの所有権というのは、サービスレベルの問題にもなるかと思う。任意で入れたもののリース資産が規則等で定めているものについては、指定管理期間が過ぎるときにどうしていくのかということをはっきりさせなければならないと考えるが、いかがか。

青木産業振興
課長

全部リースではなく、購入しているものもございます。委託料の範囲で購入しているものは市に帰属しておりますので、市のものと考えております。リースで入れたものが市のものなのか、シンコースポーツ・サンワックス共同事業体のものなのかについては、今後きちんと確認をしていきたいと考えております。

増田産業経済
部次長 現在あるトレーニングマシンのうち、管理委託料の中で購入しているものはすべて、市のものとなります。今回提案されている、新たにリース契約をしようとしているものについては、指定管理者と協議をして、何らかの定めをしていく予定であります。

桑島委員 後ろ側の駐車場は、まだ借地か。

青木産業振興
課長 市の所有地でございます。

桑島委員 シンコースポーツ株式会社と、トレーニングマシンの購入先の会社とは、完全に分離しているのか。関連会社ではないのか。

青木産業振興
課長 トレーニングマシン自体はメーカーから導入しています。シンコースポーツ株式会社は様々な施設を運営しているという立場です。

桑島委員 資本関係はなく、完全に分離しているのか。

青木産業振興
課長 把握しておりません。

荒川委員	株式会社サンワックスとは、どのような会社か。
青木産業振興 課長	主に施設の維持管理事業を専門に行っている会社です。
荒川委員	参考資料ナンバー４の１４７ページの会議録を見ると、シンコースポーツ株式会社はスポーツ系、株式会社サンワックスは文化系となっているが、いかがか。
青木産業振興 課長	株式会社サンワックスは、調理や生け花など文化系の自主事業を得意としているということで、文化系とお話されたと思います。
荒川委員	再委託を見ると、修繕や清掃を再委託している。専門であれば委託する必要はないと考えるが、いかがか。
青木産業振興 課長	日常的な施設管理は、株式会社サンワックスの職員が担当しますが、いろいろな点検等は地元の専門業者に再委託することになります。
福原委員	シンコースポーツ・サンワックス共同事業体として、ラーク所沢以外で

実績があるのかどうか、もしくは他自治体での実績について分かる範囲で伺いたい。

青木産業振興課長 所沢市内では市民武道館の指定管理を受けております。また、近隣では和光市勤労福祉センターなど県内広域で指定管理の実績がございます。

福原委員 これまでの4年間の評価、総括として、この共同事業体について示されているか。

青木産業振興課長 利用者アンケートでは、とても満足が23パーセント、満足が59パーセント、普通が18パーセントという総合評価を利用者からいただいております。サービス面では市に貢献していただいていると考えております。

福原委員 事業者としてどのような評価をしているか。市民サービスや市民の声を参考にして評価すると思うが、経営面や利用者の立場など、事業体としての評価の結果があればお示しいただきたい。

青木産業振興課長 平成24年からこの事業者が管理しておりますが、確実に利用者数、利用件数も増えています。大きな苦情やトラブルもありませんので、安定的な運営をしていただいています。また、事業者としてもとてもやりがいを持って、今後もさらにこの施設を輝く施設に、市民がもっと利用できる施

設にしたいというプレゼンテーションがありました。こちらとしてもそのように考えております。

福原委員

市内の利用者83パーセントの内訳は分かるか。

青木産業振興
課長

内訳については、市内も市外も把握しておりません。

【質疑終結】

【意見】

桑島委員

至誠自民クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。これまでの実績や今後の提案などをお聞きした限りにおいては、当該企業に対する指定は適正なものと認められます。ただし、施設そのものの存在の位置づけは当初の目的と乖離しつつあり、担当所管部署の見直しや、市内の利用動向の把握、つまり、市内のどの地域の利用者が利用しているかを把握するなどに、担当部としても取り組んでいただくことを期待しております。

粕谷委員

自由民主党・無所属の会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

今回、指定管理者として指定されましたシンコースポーツ・サンワックス共同事業体につきましては、今回のヒアリングの中で指定管理者制度に

則った形で市に対しての還元、また、利用者に対して積極的なサービス向上に努めているということがわかりましたので賛成するものです。リース、要するに会社のリース資産等につきましては、耐用年数の期間、指定管理者契約期間、そういったことも鑑みてその辺の所有権関係については今後、協議していただきたいと思っています。

島田委員

民進ネットリベラルの会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。利用者が伸びている点や、過去の実績については評価いたします。修繕に関し基準に曖昧な部分があるような印象を受けました。今後、施設の修繕も当然考えられる中、指定管理者に過度なサービス競争を強いることも懸念されます。指定管理者の選定に当たっては、修繕などに関し明確な取り決めを、今後検討してほしい旨を付け加えまして、賛成の意見とさせていただきます。

荒川委員

日本共産党所沢市議団を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。
ラーク所沢だけではなく指定管理者制度全般の問題として、管理者の支払う修繕費の範囲とか、そういったものは統一して取り決めをしておいていただきたいと思います。

【意見終結】

【採 決】

議案第86号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第74号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（産業経済部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時43分）

（説明員交代）

再 開（午前9時45分）

○議案第74号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（総務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

秋田委員

育児休業を取得する職員は、男性か、女性か。

橋本文書行政
課長

女性です。

秋田委員

男性で育休を取得している職員はいるか。

青木総務部次
長

今現在はおりませんが、平成27年度につきましては4名の取得がありました。

秋田委員

それは平成27年度に限ったことか。

青木総務部次
長

取得者数が0の年もありますが、10年間ぐらいで見ると年間2人、3人は取得している状況です。

桑島委員

財源変更について、共済費から助成金が出るのか。

石川総務部危機管理監 こちらは、消防団員等公務災害補償等共済基金というところから助成金が出るというものです。事業としては、消防団員安全装備品等助成事業というものです。

桑島委員 これは、予算策定のときは読めず、通知が届くのが大体この時期になるということか。

石川総務部危機管理監 当初予算に計上しなかった理由としては、4月初旬に県を通じて助成金の希望調査が行われるためです。これは希望しても場合によっては交付決定されない場合もありますので、当初予算には計上できなかったものです。

桑島委員 35万円で買っていたのが防火服か。

石川総務部危機管理監 正式には防火衣といいます。

桑島委員 これによって装備率はどのようになったか。

石川総務部危機管理監 今回補助対象となったのは、防火衣25着分でございます。既に防火衣は各分団には配備されていますが、老朽化が目立ってきているということ

で、今後順次新しいものにしていきたいということで、最終的に85着を
配備する予定です。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時50分）

（説明員交代）

再 開（午前9時51分）

○議案第74号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（財務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

今回の等価交換で、両方とも不動産鑑定をするが、鑑定結果について、鑑定評価はするが、再鑑定はしないのか。

吉田管財課長

鑑定評価しますが、再鑑定は、今のところ想定していません。

桑島委員

標準的に、道路などは再鑑定して鑑定評価の鑑定をするが、これはなぜしないのか。管財課は一般的にしていないのか。どこかの鑑定士が鑑定したら、もうそれを信じてそれでいくということか。

吉田管財課長

そのようにしています。

桑島委員

この鑑定士の指名とあるが、これはどういうプロセスで指名するのか。

吉田管財課長

市内の鑑定士として登録されている方の中から、直接お願いをしています。

桑島委員

それはどういう基準でやるのか。思いつきとか順番なのか。

吉田管財課長 市内で実績といたしますか、市の鑑定などの実績、経験のある方をお願いしています。

桑島委員 業者認定なのだから、入札などはしないのか。

吉田管財課長 入札の方法は採っていません。

桑島委員 不動産鑑定の結果が出て、それで両方の不動産の価値に差があった場合は、当然、その分の面積分を勘案して交換ということでよいか。

吉田管財課長 コンポストセンターの鑑定価額が出たら、その鑑定価額に見合う北秋津の土地の面積分と等価で交換します。

桑島委員 その時にどういう切り方をするのか。面積当たりの単価でいくのか。ただし、変形しているとか、形状とか面積でも評価額は変わる。その辺は誰がやるのか。鑑定士が合うように切るのか。

吉田管財課長 北秋津の土地は、道路付けの関係で交換する敷地と残される敷地があります。双方とも、将来的に建築できるような道路付けにするような形にして、その上で切り分けたいと考えています。

桑島委員

その切り分けは誰が最初に行うのか。管財課なのか鑑定士なのか。管財課で切り分けた結果、足りないとなったらもう一回鑑定士に聞いて、足りない分をまた切るのか。それとも、余っていたら切るのか。その辺はどういう手順なのか。

吉田管財課長

まず、道路付けを優先するなどの考え方を説明して、その考え方に則って、鑑定士にお願いすることになります。

桑島委員

要するに、ある程度の大枠は管財課でやるが、あとは微調整も含めて、鑑定士が切り分けもしていくという理解でよいか。

吉田管財課長

そのように考えています。

荒川委員

補助金を返さなくても良い条件として、等価交換ということが言われており、不動産鑑定士は不動産の価値を鑑定するのだろうが、その上物については、例えば旧所沢コンポストセンター用地の建物は解体費用がかかるし、また、下水道管理事務所のプレハブ小屋は、壊したとしても新しく作らなくてはならない。そういうものも含めて等価交換なのか。誰が払うのか。

吉田管財課長 鑑定評価は、あくまで土地の鑑定のみです。誰がプレハブの移設をするかということについては、今、上下水道部と協議をしているところです。

荒川委員 上下水道部の都合で動くのではなく、市長部局の都合で動くわけだから、当然、市長部局で建てるのが筋ではないか。協議しかしていないのか。

吉田管財課長 その辺りについては、上下水道部と協議しているところです。

荒川委員 つまり、等価交換というのは、いわゆる土地と土地だけか。

吉田管財課長 そのとおりです。

荒川委員 コンポストセンターのような頑丈な建物を壊すのに、費用はどこが払うのか。上下水道部か、市長部局か。

吉田管財課長 考え方ですが、基本は残された方の解体は市長部局で、新しく造る方は上下水道部になるかと思いますが、その辺りも含めて今協議中です。

荒川委員 それから、建物の下に滞水池があるというが、今どのように機能しているのか。

吉田管財課長

滞水池ですが、大雨が降った時に、初期雨水といいまして、道路の側溝から流れ込むような水が非常に有害だということで、一回そこに溜めて、川にすぐ行かないようにするという施設が滞水池ですが、一回そこで受け止めて川の水量が減って普通に下水処理ができるようになった頃合を見計らい、荒川右岸流域下水道を通じて下流の処理場で処理して、放流するという施設であると聞いています。

荒川委員

滞水池の所有権はどちらにあるのか。

吉田管財課長

滞水池の所有権は、上下水道部にあります。

荒川委員

そうすると、等価交換をするが、その部分は地上部分も含めて売らないわけか。上下水道部のものだから交換する対象ではないのか。

吉田管財課長

土地と土地の更地上の交換はしますが、地下に残される施設については、そのまま存続させるという考え方です。

荒川委員

所有権はどこにあるのか。

吉田管財課長

所有権は、上下水道部にあります。

荒川委員 その上の部分は市の持ち物で、下の部分は上下水道部の持ち物、そんなことができるのか。

吉田管財課長 宅地ですとご理解し辛いかと思いますが、道路の下の下水管がありますが、下水管は上下水道部のものです。それと同じ考え方でご理解いただければよろしいかと思えます。

桑島委員 結局、補助金が入ったものだから等価交換をするが、補助金の年利原価で、あの土地はあと何年持っていなければいけないのか。

吉田管財課長 土地については定かではないですが、建物については10年と聞いています。建物については10年経過したので、取り壊しても補助金の返還義務はありません。土地については減価償却という考え方はないと思えますので、おそらく持っていれば半永久的に返さなくてはいけないのではないかと思います。

桑島委員 そこを売りたいとなったら、補助金返還の問題は出てくるのか。

吉田管財課長 単純に、今、売却するとなると、当然、返還義務が生じると聞いております。

荒川委員

そもそも、何でこんなものが出てくるかというと、KADOKAWAのサクラタウンとの絡み、COOL JAPAN FOREST構想の関係でこれが出てきたわけだが、そもそも実施計画に位置づけられているのか。

吉田管財課長

個別、分野別の事業ではありませんが、総合的に取り組む重点事業という事で、所沢ブランドの推進とまちの活性化、22ページになります。まちへの誇りや愛着の醸成、最優先事業の中でCOOL JAPAN FOREST構想推進事業というものがあります。

荒川委員

COOL JAPAN FOREST構想はそれはそれで、具体的に決まっているのはサクラタウンだけではないか。結局、あそこを交換して駐車場をつくり、COOL JAPAN FOREST構想の来訪者のための駐車場とは言いながら、サクラタウンの来訪者のためではないか。ホテルの利用者とか、物流センターの来訪者とか、そういうものの駐車場になってしまうのではないか。土地転換利用というのは、誘致をどうするかとか、どういう会社を呼ぶかとか、KADOKAWAが考えているわけで、市の自主性、主体性が今の中身には全くないが、そういうものに市の貴重な税金を投入して良いのかと思う。その辺は、財務部としてどうなのか。今回は、その第一歩のわけだが、これから、こういう曖昧な構想に税を投入するのか。

駒井財務部長

サクラタウンという大きい施設ができるので、周辺整備は市がやっていたかなければいけないと思います。サクラタウンができることによって税金も増えます。それは市にとって有益なことであります。今回の旧所沢コンポストセンター用地ですが、KADOKAWAの集客力を活かして市の魅力アップを図る場所、これを作って市の歳入も増やしていこうということです。

荒川委員

まず、税金の何が増えるのか。

駒井財務部長

固定資産税、法人市民税、事業所税、従業員が所沢市に転入してくれば個人市民税もふえると思います。

荒川委員

転入してくるかどうかはわからない。固定資産税は3年間、補償金制度で減免しているのではないか。

駒井財務部長

それは3年間だけで、将来的に見ればふえてくるということです。

荒川委員

構想にも入っているが、KADOKAWAがやるべきこと。それは、自分たちの敷地内に来訪者の駐車場を作らなくてはいけないことと書いてある。自分のところにくる来訪者分くらい自分で作りなさいという計画に

なっているか。

駒井財務部長

KADOKAWAの計画は私どもでは把握していませんので、今の時点ではわかりません。

荒川委員

今のままだと、KADOKAWAのための駐車場になってしまうのではないか。

駒井財務部長

先程も申しましたように、KADOKAWAの集客力を活かして市の魅力をアップしていくということで、市の方は動いているということですので、ご理解いただきたいと思います。

荒川委員

しかし、そのための何か具体的なものが何もないのではないか。地産地消のために、面積がこのくらいで、何階で、というものが無いのではないか。

駒井財務部長

マルシェを作るにしても、どのくらいの面積が必要なのか、駐車場はどのくらい必要なのか、その辺を現在検討中ということです。

荒川委員

もし、お客さんがいなかったらどうするのか。サクラタウンは一回様子を見て、これでは必要があると、お客さんがこんなにいるのだったらこっ

ちに作ろうというようなことで十分間に合うと思う。今のままだと、オリンピックに合わせるように、KADOKAWAの勧誘に合わせるように作ってあげるだけではないか。

駒井財務部長

先程も申しましたように周辺整備、市民の安全性、交通の問題もありますことから、それらも含めて現在検討しているところです。

桑島委員

鑑定の結果、等価交換する部分と残りの部分があるが、本来、ここは管財課で持っている中で一番広くて、評価額から言えば一番高い土地だが、これ以外に高い土地は管財課が持っている中であるか。

加藤財務部次
長

例えば、東狭山ヶ丘の保留地とか、駅前の保留地はずっと単価的に高いです。

桑島委員

そうは言っても、残ったものは市有財産処分に向けてやってほしいと思うが、その辺はどのように考えているのか。

吉田管財課長

今のところ、庁内で活用したいというところがあります。

桑島委員

それはどのような案件か。

吉田管財課長

一例で申し上げますが、防災倉庫等を置いて、防災の拠点にしたいという考え方があります。

桑島委員

ただ、現実的に、実際の下水道事務所分で必要な土地の面積は、実はそんなに要らない。コンポストセンターの建屋があった部分も含めて等価交換するが、実際に移転するのは下水道管理事務所、それはあの等価交換した面積の全部を使うわけではないと思うが、いかがか。

吉田管財課長

今の下水道事務所機能として移転するわけですが、今のところ、松郷は8,200平米、片や、北秋津に移ると全部でも3,700平米から3,800平米、そのうちの一部の面積になるという形になります。

桑島委員

8,200平米というのはコンポストの建屋も含めての面積だが、それを使わないわけだから、現実的に今稼動している部分というのは3,200平米もないのではないか。正直言って、倉庫があつて、事務所があつて、それに3,200平米も使わないと思うが、いかがか。

吉田管財課長

上下水道部としては、使う、使わないもあろうかとは思いますが、当時8,200平米を取得した時の財産分の価格や価値を目減りすることなく、別の場所に置き換えるということです。

桑島委員

何を言いたいかという、簡単に言うと、今言った防災倉庫は上下水道部から危機管理課が借りて建てれば良いということである。敷地が残っているのだから、借りることは可能だと思う。等価交換した後は、売ってしまったら問題だが、上下水道部が貸すことは可能だということ。そうすると、やはりお金がないのだから、残った土地はなるべく売る方向で検討するということになるかと思うが、いかがか。

加藤財務部次
長

全部が上下水道部にいくわけではないので、残る土地もあります。そのために道路に面して交換する区画を分けますので、市としては、残った土地は、当然、市有財産の有効活用ですから、市側から利用に関する申出が何もなければ、売りに出す方向で考えています。

島田委員

市のPRの場ということで、昨日も駐車場とか、マルシェ等の答弁があったかと思うが、PRの場として今考えているのは、どのようなものか。

吉田管財課長

TEAM START本部の周辺環境整備班の会議や、調整会議で今検討しているところで、駐車場や、観光バスの転回所、あとは地元農産物をPRするようなマルシェ等が適当ではないかという方向性を確認していると聞いています。

島田委員

築地の移転の話ではないが、例えば地歴調査というのがあるが、土地の

有害物質だとか、そういうものの調査は、この地歴調査で行うのか。

吉田管財課長

地歴調査は、登記簿や航空写真等の資料によってどういう土地利用がなされていたかということ調査するもので、実際に掘削して汚染物質の有無を調べる調査とは別になります。地歴調査によって、特定有害物質を扱っていた施設があるとみなされ、使用や管理状況からさらなる調査が必要ということになると、次のステップの地質調査に進むということになります。

島田委員

その地質調査をしてみないとわからないのかもしれないが、地下にも滞水池があつて、そういう中で例えばマルシェのような食を扱うようなものというのは可能なのか。

吉田管財課長

滞水池はありますが、基本的に化学物質を扱う施設ではありませんので、普通に地歴調査する中では、今のところそのような特定有害物質が検出されるような使い方をしてきた経歴はないと考えています。

荒川委員

9ページ下段、平成27年度埼玉西部消防組合負担金返還金受入金だが、負担金の額からこの受け入れを引いた額はいくらになるか。

林財政課長

市の負担金が38億6,645万7,782円で、今回の返還金の額が

1億2,144万2,536円ですので、37億4,501万5,246円となります。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時20分）

（説明員交代）

再 開（午前10時30分）

○議案第74号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分

【意見】

荒川委員

日本共産党所沢市議団を代表して反対の立場から意見を申し上げます。

市有地活用についての説明では、COOL JAPAN FOREST構想の来訪者用駐車場と想定して活用するとのことですが、明確になっているのは「サクラタウン」、つまり株式会社KADOKAWAの施設だけです。現状の段階では株式会社KADOKAWAの所有する「サクラタウン」のための駐車場整備と言われても仕方ありません。株式会社KADOKAWAのホテル利用者や物流部門の来訪者用の駐車場は、株式会社KADOKAWAが自らの敷地内に整備するのが当然ではないでしょうか。

「サクラタウン」以外の街づくり構想は何一つ明確ではない以上、「サクラタウン」開業後の様子を見ながら行政が判断しても遅くはありません。むしろ、その方がリスクを負わない賢明な判断だと思います。

COOL JAPAN FOREST構想は、株式会社KADOKAWA頼みの構想で、市の主体性もなく利用されている感があります。

PPPのモデル事業だと言われますが、住民の福祉を守る、という地方自治体としての矜持を示してもらいたい。

粕谷委員

自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

歳入全般については、決算が確定したことにより、財政調整基金の今年

度末残金が約20億1,400万円となる状態であり、これについては少し安心できるものであります。

また、歳出では、市有地活用事業については国庫補助金の問題もあり、また、市所有の未利用地の有効活用、あるいはCOOL JAPAN FOREST構想を確実に推進していくためにも、今回の等価交換に係る予算措置は最善の方法と思われることから、賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第74号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前10時35分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成28年第3回（9月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について